

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成24年3月22日(2012.3.22)

【公開番号】特開2010-211388(P2010-211388A)

【公開日】平成22年9月24日(2010.9.24)

【年通号数】公開・登録公報2010-038

【出願番号】特願2009-55211(P2009-55211)

【国際特許分類】

G 06 F 17/30 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/30 4 1 5

G 06 F 17/30 3 3 0 A

【手続補正書】

【提出日】平成24年2月8日(2012.2.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の比較部と第2の比較部とを有する情報処理装置であって、

前記第1の比較部と前記第2の比較部の少なくとも一方を利用して、ネットワークから受信したパケットが所定の検索条件を満たすか否かを判定する判定手段と、

前記所定の検索条件に応じて前記第1の比較部を使用するか否かを設定する設定手段と、

前記判定手段による判定結果に応じて、前記パケットを破棄する破棄手段とを有し、前記判定手段は、前記設定手段により前記第1の比較部を使用すると設定されている場合には、前記第1の比較部による比較結果を前記第2の比較部に通知し、前記第1の比較部を使用しないと設定されている場合には、前記第1の比較部による比較結果によらない所定の通知を前記第2の比較部に対して行うことで、前記所定の検索条件を満たすか否かを判定する

ことを特徴とする情報処理装置。

【請求項2】

前記所定の検索条件に応じて、前記第1の比較部または前記第2の比較部に利用されるデータを記憶する記憶手段を更に有し、

前記設定手段は、前記記憶手段により記憶された前記データに基づいて、前記第1の比較部を使用するか否かを設定する

ことを特徴とする請求項1に記載の情報処理装置。

【請求項3】

前記第1の比較部は複数の連結比較器を有し、

前記設定手段は、前記所定の検索条件に基づいて、前記複数の連結比較器のうちの少なくとも1つの出力を無効とすることで、前記第1の比較部を使用しないと設定する

ことを特徴とする請求項1または2に記載の情報処理装置。

【請求項4】

第1の比較部と第2の比較部とを有する情報処理装置の制御方法であって、

前記第1の比較部と前記第2の比較部の少なくとも一方を利用して、ネットワークから受信したパケットが所定の検索条件を満たすか否かを判定する判定工程と、

前記所定の検索条件に応じて前記第1の比較部を使用するか否かを設定する設定工程と

、前記判定結果に応じて、前記パケットを破棄する破棄工程とを有し、

前記設定工程において前記第1の比較部を使用すると設定されている場合には、前記第1の比較部による比較結果を前記第2の比較部に通知し、前記第1の比較部を使用しないと設定されている場合には、前記第1の比較部による比較結果によらない所定の通知を前記第2の比較部に対して行うことで、前記判定工程における前記所定の検索条件を満たすか否かの判定が行われる

ことを特徴とする制御方法。

【請求項5】

コンピュータを、請求項1乃至3のいずれか1項に記載の情報処理装置として動作させるためのプログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

上記課題を解決するための本願の情報処理装置は、第1の比較部と第2の比較部とを有する情報処理装置であって、前記第1の比較部と前記第2の比較部の少なくとも一方を利用して、ネットワークから受信したパケットが所定の検索条件を満たすか否かを判定する判定手段と、前記所定の検索条件に応じて前記第1の比較部を使用するか否かを設定する設定手段と、前記判定手段による判定結果に応じて、前記パケットを破棄する破棄手段とを有し、前記判定手段は、前記設定手段により前記第1の比較部を使用すると設定されている場合には、前記第1の比較部による比較結果を前記第2の比較部に通知し、前記第1の比較部を使用しないと設定されている場合には、前記第1の比較部による比較結果によらない所定の通知を前記第2の比較部に対して行うことで、前記所定の検索条件を満たすか否かを判定する。